

国土審議会計画推進部会 国土管理専門委員会（第9回）

平成30年8月10日

【課長補佐】 それでは、定刻になりましたので、ただいまから国土審議会計画推進部会国土管理専門委員会の第9回会議を開催いたします。

本日はお忙しい中、ご出席いただきましてありがとうございます。事務局の国土政策局総合計画課国土管理企画室の栗林でございます。どうぞよろしくお願いいたします。

会議の冒頭に、本日の会議の公開について申し上げます。国土管理専門委員会設置要綱の5にありますとおり、会議は公開することとされております。本日の会議も、一般の方々に傍聴いただいております。この点について、あらかじめご了承くださいと思いますので、よろしくお願いいたします。

なお、カメラ撮りにつきましては、冒頭のみでお願いいたします。

続きまして、お手元の資料の確認をさせていただきます。クリップどめを外していただきまして、まず、座席表、議事次第、資料1、「本日御議論いただきたいポイント」、資料2-1、国土管理専門委員会2018年とりまとめ、資料2-2、計画推進部会と国土審議会の主な意見、資料3、「国土管理専門委員会」における議論の全体像と今後の進め方(案)、資料4-1、適切な管理を続けることが困難な土地の現状と課題、資料4-2、適切な管理のあり方についての検討方針(案)、資料4-3、先行事例調査結果となります。

参考資料としましては、参考資料1、第21回国土審議会と計画推進部会（第3回）の議事要旨、参考資料2、稼げる国土専門委員会2018年とりまとめ(概要)、参考資料3、住み続けられる国土専門委員会2018年とりまとめ(概要)、参考資料4、人口減少下の持続可能な国土利用・管理ガイドライン骨子案、参考資料5、マンガでわかる！国土管理～カンタとリコの訪問記案及び当委員会の委員名簿、設置要綱となります。

以上の資料について、不備がございましたら、会議中でも結構ですので、事務局までお知らせください。

続きまして、本日、ドイツに駐在していらっしゃる瀬田先生には、ビデオ通話にてご参加いただいております。また、広田委員につきましては、所用のため欠席とご連絡をいただいております。山野目委員につきましては、少し遅れてのご出席とご連絡をいただいております。

また、今の山野目先生を除いた8名、山野目先生が来られれば9名の委員にご出席いただく予定でございますが、国土管理専門委員会設置要綱の4に定められております、会議の開催に必要な定足数3分の1を満たしておりますことを申し添えます。

続きまして、本日の出席者のご紹介につきましては、時間の都合もございますので、配席図にてご紹介にかえさせていただきますけれども、今回の委員会から事務局の出席者に変更がございましたので、変更のあった部分のみ配席図でご紹介させていただきます。

下線を引いてある部分でございますけれども、国土政策局長の麦島でございます。

【国土政策局長】 麦島でございます。よろしくどうぞお願い申し上げます。

【課長補佐】 政策統括官の山口でございます。

【政策統括官】 山口でございます。どうぞよろしく申し上げます。

【課長補佐】 大臣官房審議官の佐竹でございます。

【大臣官房審議官】 佐竹です。どうぞよろしく願いいたします。

【課長補佐】 大臣官房審議官の山西でございます。

【大臣官房審議官】 山西でございます。よろしく申し上げます。

【課長補佐】 総務課長の木村でございます。

【総務課長】 木村でございます。引き続きよろしく願いいたします。

【課長補佐】 総合計画課長の田中でございます。

【総合計画課長】 田中でございます。よろしく願いいたします。

【課長補佐】 それでは、これ以降の議事運営は委員長にお願いしたいと思っております。

なお、これより先につきましては、カメラによる撮影はご遠慮いただきますよう、よろしくお願い申し上げます。

それでは、中出委員長、よろしくお願い申し上げます。

【中出委員長】 それでは、第9回目の国土管理専門委員会を始めさせていただきたいと思っております。一昨年、昨年と熱心にご議論いただいて、その中間成果をもとに今年度、最終年ということで、最後を見据えていろいろな議論をしていきたいと思っております。よろしくお願い申し上げます。

それでは早速、議事に入らせていただきたいと思います。今日は、今年1年どういうことをやるのかということ、全体とりまとめに向けての方向をご確認いただくということが主だと思っております。

最初に、議事（1）国土審議会・計画推進部会における国土管理専門委員会とりまとめ

報告と今年度審議事項について、これについて事務局から説明をいただいた後、(2)適切な管理を続けることが困難な土地について、それから、議事(3)その他と進めさせていただきます。

議事(1)について、説明をお願いします。

【国土管理企画室長】 事務局よりご説明いたします。国土管理企画室長の伊藤でございます。よろしくお願いいたします。

まず、資料2-1、冊子のもので、「2018年とりまとめ」でございまして、このとりまとめの作成に当たりましては、委員の先生方から貴重なご意見を賜りました。この場をおかりしまして、改めて御礼申し上げます。

資料2-1を、6月の国土審議会計画推進部会と国土審議会本審にとりまとめをご報告いたしまして、委員からいただいた主なご意見を資料2-2にまとめてございます。当委員会以外のとりまとめについての意見などにつきましては、議事全般について、参考資料1がございまして、後ほどごらんいただければと思います。

当委員会に関係します主な意見といたしましては、資料2-2、特に赤い文字としております。

計画推進部会におきましては、1番、土地利用のメンテナンスコストを踏まえて、自然の保護などについて整理していただきたい。

3番でございます。自治体の規模による管理の効果の違いという観点も踏まえるべきである。

5番でございますが、使えない土地を放棄した場合の事象に着目すべきである。

7番でございますが、基本は居住者が面倒を見る、国土管理はそのようなことであろうから、そのような視点から、住み続けられる国土専門委員会の議論との連携が大事である等のご意見を頂戴いたしました。この点につきましては、後ほど、議事(3)その他におきまして、住み続けられる国土専門委員会の事務局より、とりまとめ資料のご報告をいただきます。

次いで、国土審議会の本審でございますが、主な意見をご紹介します。

2番、集落の終活を支援していく必要があるのではないか。

4番でございますが、共通要素を抜き出して全国展開ができるように工夫してほしい。

5番でございますが、粗放的管理の検討に当たっては、縦割りではない、横の連携の視点が重要である。

6番でございますが、人口減少下で、自由に使える土地が増えることを生かした事例を集めてほしい。

7番でございますが、自然資本としての森林などの価値をもっと評価する必要がある。里地里山の保全につなげてほしい。

12番でございますが、管理困難な土地というものが今後、急変する国土の中で根本的な問題である。財産権にかかる大きな問題であるといったご意見も頂戴いたしました。

続きまして、資料3をご説明いたします。資料3におきましては、国土管理専門委員会における3年間の議論の全体像と、これから1年、議論の進め方についての見取り図として作成しております。

国土形成計画・国土利用計画、平成27年8月の閣議決定でございますが、その中で、中段の右側にオレンジで示しております、「複合的な効果をもたらす施策」、「選択的な国土利用」といった視点から、この専門委員会に付託されたのが、人口減少下において持続可能な国土の利用・管理に向けた提言を行うといったものでございますので、3年間を通して、最終的な提言としましては、管理困難な土地も含めた形で、持続可能な国土利用・管理に向けた提言ということでございます。

それぞれの1年ごとにどのような検討を行ってきたか、また、今後目指していくかというものを、下半分のイメージ図でお示ししております。

まず、「2017年とりまとめ」におきましては、緑色の枠でございますが、国土利用計画を市町村のマスタープランとして活用していただきまして、市町村レベルでの地域構造の転換を図っていただけるか、そのように活用してほしいといったものをまとめております。

「2018年とりまとめ」、明るいほうの青い枠でございますが、市町村・地区レベルの取り組みにおきまして、地域の課題に向き合った住民の方、自治体の方が3段階のステップで、自分たちの暮らしている地域について改めて考えてみる。それから、土地の使い方を選択いたしまして、実現に向けて具体的な取り組みをスタートする。そういったものを40弱の取り組み事例と共通項、各地が共通して直面している課題と解決の方向というもの进行分类、整理いたしました。その際には、2017年の成果、国土利用計画の活用といったものが、取り組みの継続性にも役立ってくるということを確認いたしました。

そして、今年度でございますが、詳細は後ほど、議事(2)でご説明いたしますが、適切な管理を続けることが困難な土地、赤い破線で記しておりますが、こういった土地を対象に、外部不経済を生じさせないための適切な管理のあり方を検討いたします。

今後の進め方といたしましては、下にございますように、10回から12回、最後13回で、2019年のとりまとめと3カ年全体のとりまとめというふうに考えておりますが、現在、第10回目の会合といたしまして、10月18日を第1候補として、現場視察を含めた地方の開催を調整しているところでございます。

最後、最終とりまとめといたしまして、3年間の議論を総括する形で、持続可能な国土利用、計画、管理に向けました計画制度の活用や新たな施策の提言を行いたいと考えております。

そこで最後に、資料1にお戻りいただけますでしょうか。

今申し上げました、(1)のほうでございますが、今年度の審議事項と現地開催も含めた、当専門委員会の進め方が適切かどうか。また、②でございますが、全体とりまとめに向けて、3カ年の議論の全体像の捉え方は適切か。こういった点につきまして、まずご議論をいただきたいと考えております。

以上でございます。

【中出委員長】 どうもありがとうございました。

それでは、議事(1)国土審議会・計画推進部会における国土管理専門委員会とりまとめ報告と今年度審議事項について、ご議論をお願いしたいと思いますが、まずは瀬田先生、何かご意見があればお願いしたいと思います。

【瀬田委員】 このたびは、遠くから参加させていただきまして、大変ありがとうございます。

今、私がいるのはドイツのシュツットガルトというところで、シュツットガルトはずっと人口は増加しているんですが、ドイツが、全体としては人口が少し減少している地域が多いので、それで、研究対象としてこちらに滞在する予定だったんですが、この数年非常に人口が全体的に伸びているという状況です。

その理由として、移民がかなりたくさん入ってきていて、今回のこの委員会とも関係すると思うんですけども、ドイツの場合は結構、国民が移民の受け入れを非常に、労働力の補充という点で、結構自然に、人口が少なくなるから移民は受け入れるというふうに考えている人が多いです。

もちろん、移民を拒否したりという人もいますが、現実的に、それでは経済社会が回らないという意識を持っている人がやっぱり多いと思うんです。

そういう意味では、人口は当然減少していく前提で、議論をするのではないかと思うん

ですけれども、大分、ドイツと日本で違いがあるなということも意識せざるを得ないような状況です。

今回の資料を事前にお送りいただいて、少し拝見させていただきまして、基本的に、お送りいただいたような形で進めていただければと思っています。

外部不経済を生じさせない、資料3の真ん中のやや下ぐらいに、やや濃い青色で、「持続可能な国土利用・管理に向けたステップ」とあると思います。この「管理を続けることが困難な土地も存在」とあって、その下に、「外部不経済を生じさせないための適切な管理が必要」とあって、外部不経済というのはどういうものかというのは、やっぱりきちんと深掘りをしないといけないのではないかと考えています。

外部不経済というのはどういうものかというのを、非常に具体的に把握しなければいけないのではないかとというのが、今年の委員会で、おそらく求められていることではないかなと思います。

例えば、耕作放棄地の増加ですとか、あるいは森林の荒廃というのは、問題になるというのは非常によくわかるんですが、では、具体的に現地でどういう問題として深刻に捉えてきているのかというのを、やっぱり具体的に認識しないと、今、確かに問題と言っているけれども、ほんとうに現地で真剣に取り組むべき問題なのだろうかというところは、やっぱり疑問を持たれると思います。

だから、そこがリアリティーを持って、国もしっかり問題を具体的に取り組んでいくんだというところを、この委員会がしっかり把握しておかなければいけないと思っていますので、外部不経済というのは具体的にどういうことかというのを、現地調査も含めてしっかり捉えることが大事なのではないかと思っています。

とりあえず、私の意見は以上です。

【中出委員長】 どうもありがとうございました。

外部不経済につきましては、議事（2）の適切な管理を続けることが困難な土地のところで、今、瀬田委員からご指摘いただいたことの外部不経済とは何なのかということについて、資料を含めて事務局から提示がありますので、その時点で議論させていただければと思います。

それでは、ほかの委員の方で、何かご意見がございましたら承りたいと思いますが、いかがでしょうか。

はい、お願いします。

【中村委員】 意見というか、この審議会の委員の方々のコメントを読んでみて、最近確かに、例えば人工林が放棄されたときどうなるのかとか、それは、山地保全的にどういう問題が起きるのかとか、生物多様性としてどんな問題が起きるのかとか、あとは農地についても、稲作が放棄された場合にどうなのかとか、北海道なら牧草地はどうなのかとか、さまざまな研究成果が出つつあるんですけど、この委員会できちんと植生遷移の終着点みたいなものを議論できるほど、我々研究者側の知識は整っていないなという感じがします。

ましてや、それをどういう形で最終着地点に持っていくか。例えば、人工林を自然林に戻すという議論になると、ほとんどやられていない技術なので、それに対して回答を描けるか。特に今言った、予測と、あとは、技術的にそういうことができるのかといったことが課題になってくるんじゃないかなという感じがしました。

以上です。

【中出委員長】 どうもありがとうございました。

管理不能な土地の今後の手当てというところで、今年度、3回ぐらいかけて、その辺の議論も踏まえたいと思いますが、森林や農地については、中村先生、あるいは広田先生、土屋先生等々から、そちらのほうの議論のサジェスチョンをいただければと思いますが、最初に中村先生のほうから、研究者の蓄積もあまりないと言われてしまうと、なかなかこれは、技術的な部分については、専門家、技術者も、学識者もあまり役に立たないということだとすると、どちらかという大枠を定めて、それに対して、研究者がそのためにはどうすればいいかというようなこともあり得るのかもしれないですね。

【中村委員】 はい。それと、ある程度エキスパートオピニオンの対応で、委員の先生方が議論していけば、ある程度の着地点は見られるのかもしれないんですけど、フォローアップ的にこういう審議会の後に、どういう調査なり政策を進めていけばいいかという、課題抽出型の結論で、それをまた続けていくといったような議論もあり得るのかなと思いました。

【中出委員長】 どうもありがとうございました。ほかにいかがでしょうか。

はい、お願いします。

【大原委員】 大原です。

資料2-1の昨年度のとりのまとめの報告書の活用についてですが、この報告書の冒頭を拝見しますと、このとりまとめは、地域で悩んでいる住民とか行政担当者を主な対象として想定しているというふうに書いてあります。これは、報告書として、この委員会のホー

ムページのどこかにリンクされたりするんだと思うんですけど、それだと住民とか、市町村の行政担当者の人はほとんど見ないと思います。当初の趣旨からいうと、実際に悩んでいる人の手助けになるようなとりまとめとして作成しており、詳細な事例集も作っているので、本当に悩んでいる人の手元にこれがきちんと届くようなフォローアップをやっているだけでありがたいなと思っています。

具体的には、例えば全国知事会、全国市長会、全国町村会、などのような自治体関連団体に紹介するなど、地域レベルの人が目にする機会があると、取りまとめた意義もあるかなと思っています次第です。

今年度のまとめの方針については、私は賛同いたします。以上です。

【中出委員長】 事務局、何かありますか。

【国土管理企画室長】 大原委員おっしゃるとおりでございまして、先ほどごらんいただきました2-1を1枚めくっていただいたところの下のほうに、残された課題としまして、まず、「2018年とりまとめ」に書かれているような内容をわかりやすく情報提供して、説明会などを開催していかなければならないと、私どもも強く認識しております。

そこで、既にガイドラインという形で動き出しておりまして、本日、情報提供といたしまして、参考資料4のほうを後ほどご紹介させていただきます。それから、新しい形のPRも、後ほどごらんいただきますが、「マンガでわかる」といったような形、それから、説明会につきましても、今、順次開催しているところではございまして、私どもも普及啓発にはしっかりと努めてまいりたいと考えております。

【中出委員長】 どうもありがとうございます。

よろしいでしょうか。ほか、いかがでしょうか。

浅見先生、どうぞ。

【浅見委員】 適切な管理が困難な土地の管理のあり方は非常に重要な課題なので、ぜひこれは進めるべきだと私は思います。

ただ、我々、適切な管理というのをどういうふうに捉えるかというのは非常に重要で、例えば、外見が荒れているから適切ではないとは限らないと思います。というのは、社会全体から見ると、かえって管理することが余計、社会に負担を大きくするという場合には、場合によっては、若干荒れているように見えても、それを放置したほうが良いということもあり得なくはないわけですね。

そういう意味で言うと、適切な管理というのが何なのかというのを、見た印象で決めち

やうと非常に危ないと思いますので、まず、それをちゃんと定義してから議論したほうがいいかなと思います。

例えば現地へ入ったときに、やっぱり我々、見た印象が強いので、何となくそれに引きずられたり、あるいは、実際に現地におられる方のお言葉を聞くと、そういう気分になってしまうんですけども、もう少し冷静に考えたときに、適切な管理が何かということのを再定義してから取りかからないと、議論がやや散漫になってしまうかなということ、ちょっとそこだけ、ぜひ最初のほうに議論していただければと考えております。

【中出委員長】 今回、枠組みの議論をした後に、今、浅見先生からご指摘をいただいた適切な管理とはという話、それから、瀬田先生からの外部不経済とはというあたりを、次回までに事務局からたたき台を出してもらって、それをもとに、次回現地へ行くときは、今、浅見さんが言われたように、見た目に引きずられちゃうかもしれないけれども、その部分を、バイアスがかからないようにしてちゃんと議論していくというような形で、次回以降、進めさせていただければと思っております。ありがとうございました。

どうぞ。

【土屋委員】 土屋です。

1年目と2年目にやったのは比較的、短期から中期的に考えられることだったと思うんですね。国土利用計画をどうつくるか、それから、今まさに、地域をどうやっていったらいいか。

ところが今回の、適切な管理が困難な土地の管理のあり方といった場合に、適切な管理というのがどの時点で適切なのかというのが、これはかなり議論しなくてはいけないのではないかな。つまり、長期的なところで考えるのか、かなり短期的に考えるのかによって、大分違ってくると思うんですね。

例えば森林で言えば、100年たってしまうえば、どんなに放棄しようがどうしようが、おそらく、最終的な極相に行くかどうかは別にして、何らかの形で森林に戻って、あまり問題ないだろう。でも、その間の途中のところではいろいろな問題が起きていくわけで、そうすると、それをある程度定めておかないと、議論がよくわからなくなってしまう可能性があるなと思っております。

【中出委員長】 ありがとうございました。

その辺のところ、時間軸のことを考えて、少なくとも一般の国民がぱっと理解できるのは3年、5年ぐらい、計画のスパンによって違うと思いますけど、都市計画だと5年が短

期だけど、国土利用計画だと10年が短期ぐらいで、大分違うと思いますけど、短期、中期、長期も含めて、短期的にぐあいが悪いまま、長期ならいいというのもまずいし、短期的にパッチを当てると、長期的に最後、ツケを残すというのもまずいし、そのあたりのところをどう考えるかというような議論も、今年度させていただければと思います。

今年度の進め方で、特にほかにご意見ございますか。よろしいでしょうか。

私、一言だけ申し上げておきますと、資料2-2で、計画推進部会には私も参加させていただいたんですが、ここに幾つか委員の発言がありますが、おおむね我々がこの委員会で議論していることと違った認識で議論がされていたわけではなくて、短い時間で説明をしているので、それに対して、理解が不十分だった部分もあって、こういう視点も言われている部分もあるけれども、基本的には、我々がこれまで議論してきたことについては、それをぜひ進めてほしい、あるいは今後管理できない土地をどうするのかということを考えてほしいというのは、まさに今年度のタスクとして我々は想定していたわけですので、計画推進部会、それから、国土審議会でのご意見も、我々の議論している内容に対して、そうじゃないのではないかという意見ではなかったと考えております。

そういう意味で、事務局がつくってくれた資料3の枠組みでおおむね進めて、3年目の着地点を考え、その中の一つの重要なパーツ、特に、今、土屋先生が言われたように、1年目は短期、中期だから、ある程度見通しが立つし、方向性というか、方法も手段も考えられるけど、長期的な問題を含む今年度の議論については、骨太ではあるけれども実現できないようなものでも困るしというところで議論していくのと、それから、先ほど中村先生から、そういう意味では、課題抽出型で投げかけておいて、これは3年間のタスクですけど、もうちょっと後まで議論しなければいけない部分もあるということを、ちゃんと整理しておくことが必要なのかなと私は思っております。

では、よろしければ、今年度全体としては、事務局が提示していただいているものでいかせていただくということで、特に資料1の前半の(1)で、専門委員会の進め方、あるいは全体像の捉え方ということについては、おおむねこれで進めさせていただくということでよろしいでしょうか。

どうもありがとうございます。それでは、そのようにさせていただくとして、続きまして、議事(2)に進ませていただきたいと思います。

議事(2)が今年度、中心になって議論する内容である適切な管理を続けることが困難な土地についてに移らせていただきたいと思います。事務局から資料4-1、4-2、4

ー 3 を説明いただいて、その後、また論点の資料 1 の説明をお願いしたいと思います。

よろしく申し上げます。

【国土管理企画室長】 ご説明いたします。

まず、資料 4－1 でございますが、「適切な管理を続けることが困難な土地の現状と課題」ということで、過去に委員会に提出いたしました資料を中心に、振り返りのようにまとめておりますので、手短にご紹介させていただきます。

左上の部分にページの番号がございまして、まず、2 ページをごらんいただきますと、2050 年の我が国の国土の姿といたしまして、1 キロメッシュの推計でございます。右上のグラフに、人口半減以上というものが現在の居住地域の 6 割以上、そのうち約 2 割が無居住化ということで予測がされております。右下では、人口規模が小さい市町村ほど減少率が高くなっているという傾向を見てとれます。

次の 3 ページでございますが、国土管理上の課題といたしまして、まず、宅地の関係でございまして、空き地の増加ということで、地方圏での空き地の割合が高く、また、増加率も同様の傾向が見てとれます。

続きまして、4 ページは、同じく宅地の課題であります。空き家の増加でございまして、空き家については一貫して増加の傾向にありまして、特に甲信地方、四国地方で空き家率が高くなっております。

5 ページにおきましては、農地・森林、土地の放置による国土の荒廃というものを紹介しております。荒廃農地や必要な施業が行われない森林などが長期にわたり放置されますことで、写真右側でございますように、土壌侵食などによる治山・治水上の問題、農作物・林産物に被害が生ずる経済上の問題、また、景観・生態系に係る問題、こういった多岐にわたる問題が懸念されるところでございます。

次の 6 ページにおきましては、今、申し上げたうちの特に鳥獣害の被害について、データをお示ししております。長期的な傾向で見まして、ニホンジカ、イノシシなどの個体数が増えていると推計されております。

次の 7 ページでございまして、昨年 11 月、12 月に国土交通省が実施いたしました、市区町村対象のアンケート調査の結果でございまして、適切な管理がなされていない土地から生ずる外部不経済について、お尋ねしたものでございます。事象としまして、自由回答で上げていただいたものでは、数多く共通の外部不経済と思われる事例が挙げられておりますが、そのほか、主な気づきといたしましては、右側のグラフをごらんいただきます

と、特に不利益はないという回答も2～3割ございました。上のほうのグラフの、「不利益は生じていない」、青いところでございます。もう一つ、今度は下のほうのグラフでございますが、2～4割の市町村で、具体的な不利益も含めて現状を把握し切れていないという実態がございます。

次に、最後の8ページでございますが、現状と課題のまとめといたしまして、2050年には無居住化が進み、適切な管理がされていない土地が加速度的に増加するおそれがある。かつ、そのような管理がなされていない土地におきましては、さまざまな外部不経済の発生が予見されます。一方、今、申し上げた市町村のアンケート結果によれば、現状を把握し切れていない市町村というものが一定の割合ございますので、その地区に精通した方々への詳細な調査が求められていると考えられます。ここで、後ほどご紹介しますように、こういった適切な管理がされていない、利活用が困難な土地が存在する集落、また、そこから発生する外部不経済というもののあり方を詳細に調査しなければならないということが考えられます。

続きまして、4-2のご説明でございます。

1枚おめぐりいただきまして、左上のページの2ページでございますが、まず、対象となる土地につきましては、国土利用計画上の地目別区分を準用いたしまして、宅地、農地、森林、その他と区分したいと考えております。その他につきましては、国土利用計画上の原野等、水面・河川・水路、道路等を想定しております。

続いて、対象となるエリアでございますが、適切な管理がされておらず、利活用が困難な土地、スライド5と申しますのは、領域③に該当するということでございますが、後ほどご説明いたします。このような集落を対象といたしまして、ここに上げておりますが、平野部、山間部、沿岸部、こういった地域の特性に応じた区分ごとに対象を選んで、幅広い集落のあり方を捉えまして、調査の対象を検討していきたいと考えております。また、無住化の集落というものも対象にして、人が去った後にどのような状況になっているのかといった点について、調査を行ってまいりたいと考えております。

米印の注にございますが、土地需要が見込まれる、まだ活用が可能な土地といったもの、具体的には既成都市区域やその隣接都市などの土地につきましては、ここでの議論の対象にはしないこととさせていただきたいと思っております。

続いて、3ページでございます。検討フローでございますが、事例の調査におきましては、2つの視点、まず、外部不経済が詳細にどのようなものであるか、それぞれの外部不

経済ごとに影響の深刻度、範囲の大きさを調査してまいりたいと思います。第2の視点としまして、こうした外部不経済が生じているものに対して、軽減・防止を目的に、管理のあり方をどのように工夫しているかといった点を調査してまいりたいと思います。

それから、実際の事例の調査を行いましても、自治体や地域の住民の方々では正確には把握しにくい、広域的な影響を与える外部不経済というものも考えられます。例えば水田涵養の機能ですとか防災上の危険性、CO₂の吸収機能、こういったものなどにつきましては、文献の調査で補完してまいりたいと考えております。これらをもって、管理のあり方を総合的に検討するといったものでございます。

続きまして、4ページでございますが、事例調査の方針でございます。先ほど申し上げましたように、さまざまな形の集落を、地形の特性、平野部、山間部、沿岸部と偏りが出ないように選定してまいりたいと考えておりますが、どういったものを捉えていくかというところで、私ども、この2つの切り口から、集落の人口密度と人口減少率を掛け合わせることで、過疎の進行度の違いといった点から、さまざまなタイプの集落が拾えるのではないかと考えました。当初は自治体の人口規模というものも検討したのですが、平成の合併後の広域自治体では、実情からはあまり適当とは言えないのではないかとということで、このような整理を行いました。

集落とここで申しておりますのは、国勢調査における小地域（大字・町）の単位でございます。これをカウントしましたら、全国で約10万の小地域がございました。人口密度につきましては、集落全体の面積ではなく、森林などの無居住地域を除いた面積を分母として計算していきたいと考えております。

続きまして、5ページでございます。調査の対象と考える土地、適切な管理を続けることが困難な土地でございますが、こちらの下半分のイメージは、「2018年とりまとめ」の中から転載しております。「2018年とりまとめ」の中で、土地利用の収支とその持続可能性という観点から、ごらんのグラフにありますように、収入とコストで領域を分けた議論を行っていただきました。その中で、今回、対象と考えますのは、収益性が極めて低く、持続が不可能、困難な領域③の管理のあり方を検討することを考えております。

続きまして、6ページでございますが、管理水準のあり方についての全体のイメージでございます。ここで私どもが概念図で考えておりますのは、外部不経済の深刻さとその外部不経済の及ぶ範囲の大きさというものを縦横にとりますと、管理水準の高い、低いというものが導けるのではないかとといった作業上の仮説でございます。これに基づいて作成い

たしました。

どのような外部不経済で水準を見ていくかと申しますと、赤い文字で右側にございますように、外部不経済が深刻な影響を及ぼす。下に注釈がございますが、命の危険を伴う場合や生活や生業、なりわいの継続が困難になるような場合、自然環境、文化遺産などへの不可逆的な影響が発生する場合といったような深刻な場合には、その土地を高水準、しっかりと管理していかなければならないということございます。

そこまでは行かないけれども、無視できないような影響を及ぼすという場合には、水準B、粗放的な管理。さらに、外部不経済が無視できるようなレベルの場合でありましたら、ゼロ水準としまして、自然に委ねる管理といったものも選択肢として提示していきたいと考えております。

この管理水準のレベルは、現実にはっきりと分けられるものではないと考えておまして、横に破線としておりますのも、そういった意味もございます。ただ、地域の判断、実際の運用を助ける何らかの目安というものは、考え方を示していきたいと考えております。また、この図には今、正面からは反映できておりませんが、管理の際には管理コストというものも非常に重要な要素と考えておりますので、さまざまな調査の結果なども反映して、充実させていきたいと考えております。

続きまして、7ページでございます。先ほど申しました管理水準のあり方とは別に、公的主体の関与のあり方も、同じようなマトリックスからあらわれてくるのではないかといった仮説に基づいて、この概念図をつくっております。

外部不経済が非常に深刻で、広域にわたる影響を及ぼすということでありましたら、やはり公的主体の関与は求められてくるのであろう。それとは反対に、外部不経済は無視できないけれども、隣地、集落内でおさまるような場合には、公的主体の関与というものは小さくなるのであろうといった意味合いがございます。中間のあたりでは、公と民を厳密に分けられるものでもございませぬので、例えば、公共の支援を受けて民間が取り組むといったようなものも、真ん中のあたりではあろうかと思われま。

この2つの概念図を重ね合わせましたのが、次の8ページでございます。重ね合わせれば概念図がこのようなものになるわけですが、ここで、少し先取りですが、次の9ページをごらんいただきますと、活用のイメージというものを記しております。管理が困難な土地といった問題に直面している地域の住民や市町村、自治体の方々、この概念図を用いていただきまして、外部不経済の深刻度や影響範囲といったものを場合分けしていただきま

して、管理のあり方について地域で考える、選択するといった場合のツールにして活用していただくことを目指しております。

実際、この表をどう具体的に調査で生かしていくかということ、次の私どもが先行的に調査を行いました事例をもってご紹介させていただきたいと思います。資料4-3でございます。

なお、4-3をご紹介するに当たりまして、現段階では、自治体側から自治体名の匿名を希望されておりますので、私どもそのような扱いとしております。また、A市、B市とございますが、A市におきましては、写真についても公表資料には含めないでほしいという希望がございましたので、そのような扱いとさせていただきます。委員の皆様のテーブルのみA市の写真がございまして、その写真の中身につきましては、後ほどページ3で、考えられるヒアリングの概要というものを紹介しております。

A市とB市、2市の協力を得まして、ヒアリングを実施したわけでございますが、A市におきましては、中山間地の観光地集落、それから、沿岸部の漁港集落、回答いただきましたのは、A集落在住の市役所職員、B集落の状況を把握している市役所職員の方々でございます。もう一つ、B市でございますが、ヒアリングの実施集落は中山間地の農業集落でございます、回答いただきましたのは、元市役所職員、在住の農家の方でございます。

事例の調査結果でございますが、まず、A市、主に（宅地）、（農地・森林）とございますが、お手元の別冊、資料4-3をごらんいただきますと、こういった写真からこのような印象を受けているのかということがおわかりになるかと思います。

まず、（宅地）の部分でございますが、観光地に存在する廃旅館。景観の悪化に伴う観光への影響が甚大である。また、倒壊のおそれ、人的被害のリスクが極めて大きいといったものでございます。それから、B集落の住居につきましては、一般集落内に著しく崩れかけている廃屋でございます、ごみの投棄など生活環境の悪化、また、周辺住民への建物倒壊による人的被害リスクも大きいということでございます。もう一つの廃屋でございますが、海岸沿いのレストランが経営悪化、観光への影響はあるものの、周辺には住宅がなく、観光客が歩くような場所でもないため、人的被害リスクは小さいといったものでございます。

それから、（農地・森林）に移りまして、竹に侵食された雑木林というもので、景観の悪化に伴う観光への影響が甚大。また、竹のせいと言われている獣害が増加しておりまして、住民への人的被害リスクや農作物被害も増加しているということでございます。それから、

住宅に隣接する荒廃農地につきましては、住民への直接の大きな悪影響は見受けられませんが、周辺農地、農業を営まれる方への影響の把握が必要だということを改めて認識いたしました。

続きまして、B市の事例でございます。これは、1面めくっていただきますと4ページに、B市での調査の概要、写真がございます。

写真1は、数十年前まで斜面一面が農地でありましたが、放置される際に、一部の農地では杉が植林されまして、一部の農地ではそのまま放置された。その結果、杉林と雑木林がモザイク状に分布している状況でございます。

写真2-1と2-2につきましては、同じ場所を捉えたものでございますが、昭和50年ごろまできれいな棚田の風景が維持されておりましたが、約40年が経過いたしまして、そのまま放置されたということで、棚田の場所が完全に樹林化しております。鳥獣害増加の要因となっている可能性もございますが、鳥獣害対策のためだけに管理するのはコストに見合わないと考えられております。

写真3につきましては、棚田百選にも入る棚田でございましたが、多くの農地が、まだ必死に維持はされておりますが、周辺から自然に返りつつある、まさに進行中の状況でございます。

こうした現地のヒアリング調査を踏まえまして、次の5ページから7ページにわたります（宅地）、（農地）、（森林）と、先ほど紹介いたしました外部不経済の深刻さと外部不経済の及ぶ範囲というものを、現地調査での気づきから埋めていったものになります。

特に深刻な影響を及ぼすもの、（宅地）におきましては、人的被害リスクが大きいような空き家、廃屋のものですとか、また、観光地としてみずから位置づけているところでの廃屋の存在、観光面で非常に深刻な影響があるということでございました。それに加えまして、白い箱の中に書かれておりますが、地域住民の目線だけでは気づかないような外部不経済につきましても、追加の調査、また、文献での調査で拡充の予定でございます。ここに上げておりますような人命、生活、生業、観光、景観、歴史、文化的価値などへの影響、その他の外部不経済を広く捉えていきたいと考えております。

次の（農地）につきましては、先ほどのヒアリングの中では特に反映しておりませんが、（森林）の関係で、森林の荒廃による災害リスクの増加ですとか、けものの出現に伴う交通事故、景観の悪化の観光面への深刻な影響といったものを、深刻な影響として上げております。

このような形での調査、先ほどの資料4-2にお戻りいただきまして、4ページにございますような調査の方針によりまして、20から30の集落を選定いたしまして、調査を進めてまいりたいと考えております。

そこで、最後、資料4-2の9ページでございます。2019年とりまとめの最後のイメージでございますが、目指すものを2つの柱で考えております。

まず、外部不経済の影響の深刻さと影響の範囲に応じた、これを整理いたしまして、それに応じた管理のあり方を提案してまいりたいと考えております。そのようにいたしますことで、先ほどの概念図、先生方のご知見をいただき、さらに発展させたものと、こういったものと合わせまして、管理が困難な土地に直面する、地域で議論する際の手助けとなるような素材を提供していきたいと考えております。また、その地域が選択した管理の方法、管理の水準というものにつきまして、継続的な推進というものが期待されますので、国土利用計画などを活用いたしました計画的な対応といったものを促していきたいと考えております。

第2の柱としましては、適切な管理が困難な土地への支援のあり方につきまして、新たな施策の提言といったものも念頭に、この議論を進めていただければと考えております。

最後になりますが、資料1にお戻りいただけますでしょうか。1枚の「本日御議論いただきたいポイント」というものでございます。

資料4-1から4-3までの関連でございますが、議論の対象範囲（地目、対象エリア等）が適切かどうか。また、2番目としまして、事例調査の方針（調査対象地域分類、調査数、調査内容）、こういったものが適切かどうか。3番目でございますが、外部不経済の影響の深刻さと範囲の大きさについて整理する、こういった方針が適切かどうか。これらの点につきまして、ご議論いただきたいと思います。

事務局からは以上でございます。

【中出委員長】 どうもありがとうございました。

それでは、議事（2）についてご議論いただきたいと思います。最後に事務局から説明をいただいた資料1の2の議論いただきたいポイントを踏まえて質疑をしていただければと思います。

先ほどと同じように、まずは瀬田先生のほうからコメントをいただければと思います。

【瀬田委員】 ありがとうございます。

まず、資料4-2の4ページをごらんください。調査の対象となる地域について書かれ

ていて、密度ですとか減少率というのは非常に大事な指標だと思います。ただ、地域の性質みたいなものもある程度考慮に入れて、集落を選択したほうがいいのかなと考えています。例えば宅地でしたら、同じような密度であっても、昔からの集落がだんだん荒廃していくところと開発団地が歯抜けになって放置されていくようなところでは大分、種々の条件ですとか対策が違ってくるんじゃないかと思います。

農地や森林というのは、これはほかの先生のほうがご専門かもしれませんが、例えば交通アクセス、主に道路などによるアクセスがどれぐらいできているのか。あとは、傾斜などはかなり影響があるんじゃないかと考えていますので、そういったものも入れたほうがいいのかなという印象を持ちました。

以上が1点で、もう1点は、もう既に大分ご検討されている外部不経済の点ですけど、これは多分、事務局の方も既にお考えになって、資料の4-3などもおつくりになっているのではないかと思います。今回の委員会で検討されて、それを踏まえて計画をつくったり、あるいは、各地域で対応するということになるときに、各地域がそれぞれの問題に対してどれだけ深刻に考えているかというところが非常に大事だと思います。ですから、その視点を重視しながら調査を行っていただくと非常にいいのではないかと思います。

例えば、資料4-3の5ページ目に、宅地について、外部不経済の深刻度と影響範囲というのがあって、例えば景観というのは非常に大きな問題ではあるんだけど、現地でどういうふうな受けとめ方をされているかという、観光地での受けとめと一般のところでは大分違うとか、あるいは一般の場所でも、地域によって受けとめ方が違うというのはあると思うので、その辺を、実際どう考えられるかを調査しておくべきだと思います。

調査も、それほどたくさん事例を取り上げると難しいかと思うので、なかなか網羅的にはならないかと思うんですけども、できる範囲で、外部不経済というのはそれぞれ種類によって、どういうふうな受けとめ方を地域でされているかというのをしっかり調査するというのは、非常に今回大事なのかなと思っています。

以上です。ありがとうございます。

【中出委員長】 どうもありがとうございました。

特に資料4-2の4ページ目の事例調査の方針のところ、適切というのは、数と場所の問題なども含めて、調査対象を選定することについてサジェスションをいただいたと思いますが、まだ事務局にも方法を考えてもらわなければいけないところはあると思いますけど、先ほど瀬田さんが言われていた、傾斜度とかそういうのは国土数値情報として当然

データがありますし、それから、アクセスについても全部データはあるから、今から整理するんじゃないくて、国土数値情報のようにすでにあるデータの中から、大綱をかけて候補を挙げて、その中で、この委員の方、特に農地、あるいは森林にお詳しい先生方に、このような形で選ぼうと思っているんだけど、それでいいだろうかというところを、実際に調査をかける前にもう一度アドバイスをいただいて、今、4ページ目に書いてあるのは、平野部、山間部、沿岸部ごとにこういう表をつくって、偏りがいいかどうかというのは、偏りが若干出てもしょうがない部分もあるかもしれないけれども、少なくとも我々が議論するのは国土の管理なので、国土をある程度網羅的に見られるかどうかというところだと思うので、そこらあたりについて、今、瀬田さんからいただいたところも含めてというのと、それから、景観のところを例で言われましたけど、住んでいる人と外から見るときをどう考えるのかというところは、今日も含めて議論しなければいけない部分かなと思いますが、ありがとうございました。

それでは、この後は、委員の方に一通りお話をいただいて、時間が余れば2周目に回っていきたく思いますので、どなたからでもご意見をいただければと思いますが、いかがでしょうか。

どうぞ。お願いします。

【土屋委員】 我々も使いやすいので使っている言葉なんですが、具体的には、例えば4-2の6ページの「管理水準のあり方」のところで、管理の水準というのが出ています。そこで、ちょっと待てよと思ってしまったんですが、管理というのは、この場合は一体何なのか。つまり、水準というのであるならば、何らかの管理のやり方があって、それが高い、低いとなるんでしょうから、そうするとこれは一体何なのかというのを、ご説明を聞きながら考えていたら、なかなかこれは難しいなと思いました。

例えば、農地の管理、森林の管理、水路の管理というのは、それぞれ言えます。しかし、この場合はそれを全部包括したものなので、どういう基準なのかというのがすごく悩ましいなというのが1点。

多分、もう発言の順番が回ってこないでしょうから、大分レベルは違うんですけども、もう一つ。地域の管理を考えると、いろいろな数値情報はあると思うんですけども、我々がよく使う概念で、社会関係資本というものがあって、つまり、同じような規模、同じような条件の集落であっても、いわゆる集落のまとまりとか、そういったものがあるかないかによって、非常に管理水準が違うという話はよく出てきますね。

例えば、防鹿柵、電気柵をつくるんだけど、電気柵の管理は、一方のところではしっかりやって、草刈りもやっているところが、もう片方は全然それがうまくいかないなんというのは、いわゆる数値情報では違いが出てこないんだけど、社会関係資本の違いが、かなり決定的な影響を与えていると思うんですが、ただ、社会関係資本というのは実は数値化しようと思うと難しい。農業センサスには一応、集落ごとの、寄り合いの頻度とかそういうものが出ていたと思うんですけども、それらをどう使うのが難しいんですけど、論点としてはあり得ると思いました。

以上です。

【中出委員長】 ありがとうございます。

そうですね。ちょっと管理という言葉、管理の定義というのは、厳密にするかどうかは別としても、管理という言葉はある程度定義づけないと、その水準も決められないということと、それから、社会関係資本という言葉が言われましたけれども、1、2年目の事例で来ていただいたところは、そういう意味では、関係があるところで、リーダーがいるところがほとんどだったので、今回、そうでない、どちらかという後ろ向きのもともあり得るので、そこらあたりも含めて、選ぶときには考えてもらえればと思います。

ただ、ざっと見る国土数値情報のようなマクロの指標では、それはとれないでしょうから、今言われた農業センサス等も、絡められるのなら少し見てみるとしても、それで選んだときに、また、土屋先生なり、広田先生なり、中村先生等に見ていただいて、それじゃだめだろうというなら、もう一遍考え直すということにさせていただければと思います。

ほか、いかがでしょうか。

では、浅見先生、どうぞ。

【浅見委員】 先ほど、適切な管理を定義しなければいけないと申し上げたんですけども、実はこれが非常に不明瞭なまま、この資料がつくられているような気がいたします。

まず、4-2の4ページに、調査対象ということで、「適切な管理がされておらず、かつその利活用が困難な土地」と書いてあって、括弧して、(スライド5の領域③に該当する)と書いてあるんですね。まず、ここを教えていただきたいんですけども、適切な管理がされておらず、かつその利活用が困難な土地とスライド5の領域③がイコールなのか、それとも、その利活用が困難な土地というのが領域③に該当するのか、どっちの意味なんですか。

【中出委員長】 事務局、お答えいただけますか。

【国土管理企画室長】 利活用の面で、領域③というものを考えております。と申しますのは、領域①、②、③を分けたときの考え方が、土地利用の収支とその持続可能性というものでございますので、利活用のほうで領域③を考えております。

【浅見委員】 ということは、利活用というのは、これは個人のほうの収入とコストの関係で決まるということで、管理というのは、むしろ社会的な便益とその費用みたいなものから決まると考えればよろしいでしょうか。

【国土管理企画室長】 管理がされないことによる外部不経済ということに着目いたしますので、そういった意味も含めて、社会的なものが管理からもたらされると思います。

【浅見委員】 さらに申し上げますと、管理は、社会的な便益だとか費用を考えたときに、その所有者の部分を除いたのか、除いていないのかわからなかったんですね。本来、私は入れなければいけないと思っているんですけども、入れた形で管理ということを考えなければいけなくて、その場合に、適切な管理がされておらずというのは、結局、社会的に、外部不経済はもちろん発生するんですが、その外部不経済を発生させないようにするための費用というのが高ければ、やっぱり発生してもしょうがないわけですよ。

ということを見ると、単純に外部不経済の深刻度の度合いだけで決まらないと思うんですよ。そのあたり、今、明確でないので、それで非常にわかりにくい資料になっているような気がするので、それはぜひ、わかりやすいように概念整理したらいいのではないかなと思います。

以上です。

【中出委員長】 ありがとうございました。

少なくとも4ページ目の米印の1つ目にあるように、適切な管理がされていないけれども、土地需要が見込まれる活用が可能な土地というのは、所有者がどう考えようが、所有者がかわれば使える土地になる可能性があるから、こういうところは除くということで、比較的、都市の内部あるいはその近郊の部分の土地については、まだ利用可能だろうから、そこは除くという意味で、ここは所有者の問題を排除しているんですよ。

それ以外のところについては、所有者がいても、その所有者が意思決定もできない可能性があったり、要するに本来、放棄をしたいと言っているような土地があったときにどうするのかということもあるので、そのあたりのところは、今、浅見先生が言われたように、所有者のことを考える、考えないということも、そこにも入ってきて、なおかつ、特に地方の中山間地だと、相続をしたとしても、それを維持し続ける意思のない人、あるいは、

相続を放棄するかもしれないような人が大量に出てきたときにどうするんだということも含めていかなければいけないとすると、今、浅見先生の言われたことも含めて、5枚目の収入とコストの部分というのは、去年、「小さな利益」の議論をするときに少し使ったものをそのまま、ある程度使っているところもありますし、それから、もう一つの資料の外部不経済との関係の、公的なものがどこまで関与するかというところについても、今言われたようなところの社会的便益のこととか、所有者のことをどうするのかというのは、もう少し整理した上で、もう一度提示させてもらえればと思います。

それでよろしいでしょうか。

【浅見委員】 はい。

【中出委員長】 地方では、へんてこなことが起きているというのも事実で、過疎地域という言葉がもはや存在しないぐらいに、そこらじゅう過疎になって、過疎法と関係なくとも過疎に近いところではいっぱい起きているので、どうやって20集落から30集落を選ぶのかというのも、悩ましいと思っているんですけども、事務局、何かありますか。お願いします。

【国土政策局長】 今回の浅見先生のご指摘を聞きながら考えますと、4のところの1個目のアスタリスクの、必ずしも利活用が困難な土地というのを一緒に入れているのはいかがかということで、基本的に私なんかの感覚でいくと、管理を行われないことによる外部不経済がどういうもので、誰に対してどういう影響を与えているかというのが出発点かなと。それが誰の責任で生じているのかという意味で、まずは所有者も含めて、イメージしないといけないと思うんですが、その上で、誰の責任で、どういう役割分担でそれを解決していくかといったときに、それぞれにコストなりと、それから、外部不経済を克服しなければいけない等々とのバランスを議論しないといけないと思っていますので、その辺も含めまして、委員長のご指摘もございますので、もう一度整理を、我々自身もチャレンジをいたしたいと思います。

【中出委員長】 ありがとうございます。

多分、2年目に議論したときの1つ目が人や主体、2つ目が土地で、3つ目が仕組み、その3つで何とか、ベストではないけど、グッドプラクティスを今後広めていこうといったところとの兼ね合いで、やっぱり人といったときに、実は去年の事例では、個人ではない、ある種の組織的なものがあって、個人の土地も含めてですけども、ある地域の中でどうやっていくかといったときには、あまり所有者の概念は入っていなかったもので、そこ

も含めて整理し直した上でということもあるのかもしれないんですけど、ただ、そうなる
と、集落で長男が家を継いで、ずっとそこに残っているという極端な議論になるのが嫌だ
から、ちょっとそこは、私が集落の中に住んでいるものですから。

事務局、少し整理してもらえますか。

【国土政策局長】 はい。

【中出委員長】 中村先生お願いします。もしよければ、その辺も含めて。

【中村委員】 今の話は、特に公的主体の関与大という、このラインがあるので、例え
ば、水源税のときも随分各地で議論されました。森林環境税という名前がついていたりす
るかもしれませんが、各都道府県で相当な数の税金が投入されました。いわゆるきちんと
管理していない、間伐をしていない個人所有者に対して、税金を使って補助をする。私的
な問題だけでなく公的な問題、例えば水源涵養とか、土砂防備だとか、そういった問
題にかかわるから税金を投入することに対して、皆さん年間500円とか1,000円を渡
す仕組みです。

ただ、そのときやっぱりどこかに、きちんと管理していない人を公的なお金でカバーす
るのはどういうことなんだろうかという議論もあったと思いますので、私もこの辺の私的
所有者の責任みたいなものもきちんとしておかないと、最終的な着地点に行くときにちょ
っと混乱するなと思っていました。

それから、先ほど瀬田先生がおっしゃられていた分類の部分なんですけど、これはマト
リックスが多くなり過ぎるとどうしようもなくなってしまいますので、農地、宅地、森林とい
うのはやむを得ないのかもしれないんですけど、ちょっと気をつけていただきたいのは、
北海道のような牧草地が放棄されるケースと、先ほど言いました稲作とか、畑とか、遷移
のベクトルは相当変わってくると思います。例でいいますと、北海道の場合は、泥炭地を
もともと牧草地にしたような場所だと、湿地に戻ったりするんですね。そうすると生物多
様性も上がって、それほど問題なくなるんですけど、本州の場合に稲作だと、むしろ多様
性は下がっていったという、それは多様性という価値の中で見た場合なんですけど、そう
いう違った結果が今までの研究の中で出てきていますので、その辺も、農地だけでいいの
か、もう少し分けたほうがいいのか、検討が必要です。

それから、森林の枠は多分、人工林の枠だと思うんですね。自然林の枠で放置の議論を
やる必要はほとんどないと思うので。まずは、今一番問題なのは、1,000万ヘクタール
の日本にある人工林管理をどういう形で軟着陸させていくかという議論だと思います。う

るさいことを言えば、カラマツとスギ、ヒノキとかは違うとか、そういう議論はあるのかもしれません。ひとまず、あまり単純化した中で全て同じ結果が出ると思わないほうが、最終的な形としてよいので、事例的な形で扱ったほうがいいのかなどという感じがしました。

それから最後に、これも瀬田先生おっしゃったと思うんですけど、地域が何に対して価値を持つか。例えば、先ほどの棚田が森林に戻っていく姿について、棚田というのが非常に文化的なその地域の代表景観であって、どうしても守りたいという意思がそこに働かなければ、それは水準Aというか、最も高い水準で、何とか税金を投入してでも文化的な遺産を管理せよという議論になるでしょうし、あるときは絶滅危惧種の問題があれば、それを何とかせいという議論になるでしょうし。

ただ、例えば崩壊とか、土砂の関係で見ると、あの写真で見ると、森林に戻っていくのはそんなに悪いことじゃない。でも、例えば水循環的な水利用と考えると、森林のほうが蒸発散量が多いから、むしろ棚田なり何なりで維持したほうがいいのか、さまざまな目的によって、出てくる姿はきっと変わってくると思うので、あまり単純化できない。

縦軸が結局、何の外部不経済にその地域が注目するかによって、結果的に目指す姿が、高水準でいくべきなのか、低水準でいくべきなのかというのは変わってきてしまうと思うので、ちょっとうるさいことを言っちゃっているんですけど、でも、きっとそうなるなど想像がつくので、その辺もうまく、地域のそういった場所をどうしていきたいかという希望というか、デザインというか、そういうものがないと、なかなか管理の水準を決めていくのは難しいなという感じがしました。

以上です。

【中出委員長】 どうもありがとうございました。

今ほど幾つか、カテゴリーの問題、それから、特に森林は人工林でいいだろうとか、牧草地のこと、それから、そういう意味で言うと農地も、水田と水田以外は全然違いますよね、転換の可能性が。そのこともありますし、それから、公的主体の関与のところについては、また、先ほど浅見先生から言われたのも含めて整理し直すとして、最後に言われた、地域が何に価値を持つかというところで、それが結局、何の外部不経済にウエートを置くのかということにつながるということですが、ただ、地域といったときに、小さな集落で判断してしまっているものと、もう少し、資料4-2の6枚目の横軸のほうに、影響の範囲といったときに、出発点は集落なり市町村内なんだろうけれども、影響は相当大きくあるようなときに、集落というか、地域の判断の妥当性というようなどころについてどこ

まで考えていくかというところも含めて、今年度の議論をさせていただきたいということで。

それで事務局は多分、外部不経済の及ぶ範囲の広さ、大きさというので、これを、隣地だからやらなくていい、都道府県外まで広がるからやらなければいけないということではないだろうけれども、一応整理として、公的主体の関与というくくりで整理してみたいということだと思いますので、そのあたり、次回以降、またお知恵をいただければと思います。どうもありがとうございました。

一ノ瀬先生、お願いします。

【一ノ瀬委員】 一ノ瀬です。

私からは3点ほど申し上げたいと思うんですけども、1点目は、先ほども浅見先生が指摘された、適切という言葉ですけども、確かに先生おっしゃるように、そういうふうにと考えると相当難しいなと。今、さまざまほかにも、先生方からご意見も出ていますが、とりあえずは、これまでどおりの管理ができないとかぐらいに考えればいいんじゃないのかなと思いました。

というのは、適切というのは、オーバーユースであっても適切でないことがありまして、今までもそういうことはたくさん問題になってきたわけですね。ただ、今はアンダーユースの状況ですので、そういうことを想定しているんですけども、何が適切かというのは非常に難しいことでもありますので、今の地目に対してこれまでどおりの管理ができないという問題が起こっているというぐらいの整理がいいかなというのが、1つ提案です。

2点目は、今、予備の調査だったり、資料をたくさんつくっていただいて、事前にも打ち合わせに来ていただいたので、おおむね流れは理解したんですけども、1点、少し違和感を感じているのは、スケールがかなりばらばらといいますか、というのは、1戸の家が壊れている、旅館が壊れているとかという話から、森林の例えば集水域がとか、土砂崩壊が起こるんじゃないかみたいな話と、それが今、一緒になってしまっています。

ただ、どこら辺で考えればいいのかなというところなんですけれども、この委員会で議論するというのを考えると、市町村の国土利用計画のスケールに落ちていくようなところが、やっぱり議論しなければいけないところかなと思っているところで、だから、1軒の家が見た目が悪いとか危ないなというのは、ちょっと違うのかなというのが思ったところですね。これは2点目、スケールの問題ですね。

3点目は、今もたくさん議論いただいているところでもあるんですけども、ゴールが

どんな形で出てくるのかというところで、それが、どうしても管理しなければいけないみたいなどころをあぶり出したり、その程度みたいなものが出てくるんですが、絶対放っておいたらまずいみたいなどころと多分大丈夫なんじゃないかと、その2つぐらいのかなと思ってまして、なぜそういうことを言うかという、今、その場所について、先ほど瀬田先生から立地の話もあったんですけども、そこでこうなっていることが困ったことかどうかということ調べていただいていると思うんですけども、今、考えられていないのが隣接性というか、隣接というと隣みたいな感じですけども、要は、例えば山奥の集落がなくなっていくのと、集落が幾つもあるところの一番手前の集落がなくなるみたいなこと、そういう位置関係によっても意味が違ってきます。

これは獣害の対策なんかも、やはり奥のところが大変ということですね。また、場所によっても随分違ってきますので、そういう意味での立地というか、配置みたいなどころですね。これも多分、先ほど申し上げた、国土利用計画みたいに落とし込んでくるときに、最終的には何らかのゾーニングみたいなことをしていかざるを得ないのかなと。

なので、もちろん、自分たちで頑張るという集落がすごく山奥にあってもいいんですけども、ほかに影響が大きくなるような立地のところを差しおいて、すごく条件がよくないところだけを支援するみたいなことには、結局はならないような気もするんですよね。なので、そういう位置関係で、かつ、出ていくときのゴールの方向性みたいなものをにらみながらになっていくのかなと感じました。

以上です。

【中出委員長】 どうもありがとうございます。

幾つか貴重なサジェスチョンをいただきましたけど、1つ目の、これまでどおりの管理ができないというところ、オーバーユースとかは考えないとしても、アンダーユースになるであろうというところ、ちょっとそのあたり適切というのを、そもそも適切というのは、日本語として非常に曖昧なんですよ。

それから、スケールがばらばらというところについては、非常にいいサジェスチョンだと思ったのは、1年目で、市町村の国土利用計画で空間管理をとにかくボトムアップでやっていくという、ボトムアップというのは市町村、基礎自治体からという。そこに落とせる程度というのは、非常にわかりやすいところだと思いますし、そうすると、それが3番目の、どちらかという隣接性というのは、位置関係もあるし、もう一つは、農業用水とか林道という、ネットワークにかかわるようなものも隣接性にかかわってきて、それがゾ

ーニングにかかわってくるとすると、それはまさに国土利用計画市町村計画マターだと思うので、そこらあたりに、3年目の成果が1年目のものとリンクできるという可能性を見ながらやっていけばいいかなと思いました。どうもありがとうございました。

どうぞお願いします。

【大原委員】 資料4-2の4ページ目に、人口減少率と集落人口密度のマトリックスがありまして、これがおもしろいなと思っています。一般的に考えますと、人口減少が大きくなったり集落の密度が低くなったりすると、適切な管理ができない土地が出てくるのかなと思っています。どこかの人口密度や人口減少率を境にして、その発生確率みたいなものが高くなったり、低くなったりするんだと思うんですね。この際、どこかに変曲点があつて、適切な管理が急に難しくなったりするんだと思います。

今回、こういう調査をされる中で、適切な管理がされていないところばかり見ると、逆に、適切な管理ができているというものがどういうところなのかがあまりわからないんじゃないかなと懸念されます。すなわち、管理ができていないところばかり見ていると、発生確率はわからないので、そこの変曲点があるのか、ないのかみたいな議論ができなくなるような気もしました。

我々としては、どの人口密度になるとこういう問題が悪化してしまうのかというのを押さえていくのは非常に重要なことだと思うので、そういう発生確率や変曲点の状況がわかるといいのではないかなと思っています。

そういう視点で考えてみますと、資料4-1で、平成29年11月から12月に実施したという必要な管理がされていない土地に関するアンケート調査が載ってまして、ここでは、回答いただいた838の市区町村に対して、不利益が生じているとか生じていないというのも聞いていらっしゃるんで、こういうデータを手がかりにすると、集落の人口密度とかがどのぐらいになると発生確率が高いのか、低いのかみたいな議論ができるのかもしれないなと思います。

以上です。

【中出委員長】 どうもありがとうございました。

なかなか定量的にできるかどうかはわからないところがありますが、今の資料4-1の7で、アンケートでそこが追えるのか追えないのかというのを、そこは事務局、これは集落名まで上がっていないんですね。

【国土管理企画室長】 ええ。この段階では市町村単位でお聞きしておりまして、集落

と、子どもが今回やろうとしているものとぴったり合うわけではございません。

【中出委員長】　そこに追加調査しなければならなくなるので、そうすると難しいんですが……。

【課長補佐】　このアンケート結果だけだと、市町村が想定して答えた集落名までは聞いていないんですけれども、ただ、今後、二、三十の集落を調べていくに当たって、非常に重要な情報なので、そこは電話で担当者に確認するなり、もう一度アンケートをするなりして、このアンケートの想定された集落は追ってみようと考えております。

今後、どういうふうにやっていくかも含めて、また先生にご相談させていただきたいと思っております。

【中出委員長】　それは、このアンケートで、適切な管理がされていないところがあると言っている自治体には追加調査をしてみようということですか。

【課長補佐】　そうですね。答えた自治体の担当職員がどういった集落を想定して回答をしていただいたのか、その集落の名前であったり、人口規模であったり、密度みたいなものまで、ちょっと深掘りして、その中から、二、三十の調査を参考に選定していこうかなと考えているところです。

【中出委員長】　ありがとうございます。

あと、適切な管理ができていない集落というか、その地域に対しては対比して、ちゃんとできているところをあぶり出しておかなければいけないんじゃないかというところについては、それだけのための調査ができるかという難しいと思うんですけど、小さな拠点を考えてみたときに、それは基幹集落と言われているものや、もうちょっと大きい規模の集落が、小さな拠点の候補になっていたりするんだと思うんですけど、これは農村計画とか都市計画でも、農村系の先生方で、小さな拠点をどうやって設定するかとか、どこにあるんだというときに、選んでいるような研究がたしかあるような気がしたので、そういうときに密度のことが入っているかもしれないんですよ。

でも、大体、小さな拠点のキーワードは、郵便局があるか、学校があるか、あるいは買い物するところとして、要するにAコープがあるか、そういうのがキーワードになっていたりして選んでいる場合が多いので、そこで人口密度が入っているかどうか、ちょっとわかりにくいところがありますけれども、大体、郵便局、小学校とスーパーというか、Aコープみたいなものがワンセットそろっていれば基幹集落で、小さな拠点の候補になるだろうというようなところは、都市計画でも農村計画でも同じようなことは言われているんだ

と思うので、そこらあたりの論文についても、それぞれ委員に聞いてみてもらえますか。多分、あると思います。

ちゃんとやれているというか、やらなきゃ日本中がだめになっちゃうという意味では、地方中核市が今、国土形成計画で地方のダムと言われているのは、中小の都市に対して、中核市が地方のダムだと言っているのと同じように、中山間地に対しては、基幹集落あるいは小さな拠点がないと、それより小さな集落がだめになるというのと同じようなことも、全く相似則ではないですけども、言われていると思うので、そうすると、そういうところは、管理できているかどうかは別として、管理しなければいけないところだから、大体どういう人口密度なのかというのはわかるかもしれないですね。基幹集落の人口はわかるんですよ。

ちゃんとやっているところの大調査をするのは無理だと思うので、農業センサスや文献から拾ってきて、その対比でやってもらうということでもよろしいでしょうかね、大原さん。

【大原委員】 はい。

【中出委員長】 ありがとうございます。

飯島先生お願いします。

【飯島委員】 これまでのご議論、特に浅見先生が提示された問題意識を共有しながらも、なお整理がついていませんが、少し意見を申し上げたいと存じます。

今年度の方針につきまして、私が特徴として感じましたのは、まず、集落というものをダイレクトに捉えるということ、しかもそのときに、人口を基準とし、人口密度と人口減少率で捉えるということで、そこに難しさも感じました。

まず、集落というのは10万あるというお話がございましたけれども、現実を把握するためには実際の集落を見なければならぬ、具体的な生身の人間や土地を捉えなければならぬということになると、必要かつ十分に、10万の集落をタイプ別にすることができるのかという問題があるとも感じました。

そして、市町村合併との関係で人口規模では捉えにくいというお話は、ちょっとよく分かりませんでした。人口密度と人口減少率で集落の役割を捉えるということは、先ほどから議論がございましたように、集落が適切な管理を担うのはなぜなのか。土地所有者が管理すべきものを、居住者であること、住んでいることを理由として責任を集落に負わせるということをごどのように考えていくのかという問題があるかと思いました。

集落に住んでいることの責任を負わせるのか、あるいは公的主体の関与という議論のなかで、公的な主体が、つまりは、市町村住民、都道府県住民として住民全体で負担させるのか、どちらもあり得るかと思います。今回、集落に着目しているのは現実に即してということかと思いますが、その難しさも感じました。

もう1点、事例の中に出てきた空き家などは、既存の制度でも一定程度対応できるのではないかとも思います。既存の法制度で対応できる部分と、対応できない部分、まさにこの委員会で踏み込んでいかなければならない部分はどこなのかといった整理も必要になってくるかと思いました。

以上でございます。

【中出委員長】 どうもありがとうございました。

最初の部分、集落単位で扱うことについてというのは、分析の単位を集落にするので、多分、集落に責任を負わせるということではないですよ、ここについては。

【国土管理企画室長】 私たちの調査がお尋ねしていきますのも、自治体、市町村単位を基本と考えておまして、その中で、この集落についていろいろ教えてくださいというような進め方をしていきたいと考えております。

【飯島委員】 市町村がその責任を負うということでしょうか。

【国土管理企画室長】 責任という意味では、土地所有者のものもございまして、また、公共として対応しなければならない、これはいろいろな合わせであろうかと思います。公共としましても、自治体レベル、県レベル、国レベルといった、それはそのものの公共性、物の性質によりまして異なってまいりますので、重なってくるものかと考えております。

【中出委員長】 よろしいでしょうか。

【飯島委員】 はい。

【中出委員長】 そういう意味で、国土利用計画みたいなものが、計画の空間化したものがあって、市町村が少なくとも責任主体になるというところでは、理屈は合うはずですよ。ありがとうございます。

それで、もう一つ、2番目の既存の制度で対応できるものというところについては、まさにおっしゃるとおりなので、問題を確認したら、それに対してどの部分が、我々がきっちり枠組みとして定めて、今後の方向性を見直さなければいけない部分で、ほかは、預ければいいものは預けるということで、その整理はちゃんとしていけばと思います。どうもありがとうございました。

では、山野目先生、お願いします。

【山野目委員】 2つ申し上げます。

1点目は、資料4-2の8ページの下の方に、米印が3つ並んでいて、最初の2つの米印では、さまざまなよろしくない影響を及ぼす場合ということの中身を明らかにしようとして、命の危険を伴う場合、生活や生業の継続が困難になる場合、自然環境や文化遺産等への不可逆的な影響が発生する場合などを列挙しておられて、これはかなり異質なものを並べておられると受けとめました。おそらく、これから検討を進めていくに当たって、このような雑多異質なものを広くスコープをとって、視野に置いた上で検討していこうということで、備忘の意味も含めて、こういうふうに資料として掲げておられるものであろうと理解します。

浅見委員がご指摘になったことですが、かなり異質なものが並んでいて、これからそれぞれの、どの負の事象に着目するかによって、その上の水準A、B、Cの区切りの入れ方とか関係のとり方については、さまざまな思考が要請されるであろうと考えます。1つ前の伊藤室長のご答弁で、それはさまざまな局面に出会ったときの、合わせという言葉をお使いになりましたが、その合わせをまさに考えていかなければいけないという作業がこれから続いていくものであると受けとめました。

その合わせを考えていく中で、今年度の委員会の仕事である、それぞれの局面ごとの管理の主体を考えるとときには当然、管理の費用のことを一緒に考えなければいけませんから、費用を含めた管理の主体と管理の水準のことを考えていくものであろうと予想します。事務局のほうでもご検討になるでしょうし、次回以降の委員会でそれを拝見し、私なりにまた勉強させていただきたいと考えております。

もう1点は、資料4-2のどのページということではなくて、全体を通じての概念の使い方、言葉遣いにかかわることでもありますけれども、資料4-2の全体を拝見していて、管理という言葉は便利な言葉だなあ、ということがよくわかりました。これは土屋委員がご指摘になったことでもあります。そもそも我々がここのテーブルに座っている、この委員会の名前自体が、「管理」が名称に入っていますけれども、非常に使い勝手のよい言葉であろうと感じます。それだけに、使っているうちに、局面ごとにいろいろな意味で用いられているような嫌いもなくはありません。

実はここで議論しようとしていることは、言葉遣いが難しいということ以上に、我が国の国土政策、土地政策が、今まで出会わなかった事象を扱おうとしていることからくる難

しきでもあるものであろうと感じます。土地基本法には土地の利用という言葉が出てきますけど、管理という言葉は出てきません。利用という言葉が何となくニュアンスとして、何らかのプラスを生むというニュアンスがあり、バブルのときにつくられた法律ですからそういう言葉が用いられますが、これからはむしろ利益は生まなくて、もっと深刻な仕方です。いろいろなコントロールをしていかなければいけないという、そのような現象を捉える言葉それ自体がまだでき上がっていない。その概念、言葉を発見しなければいけないという時代状況に私たちが置かれていると感じます。

ただし、そうは申しまして、だから資料の言葉遣いを厳密にしなければいけませんとか、そういう小うるさいことは申し上げるべきではないであろうと考えます。国土管理専門委員会の仕事は、ひとまず、いわゆる管理というものを捉えて、その中身をきちっと考えていく、研究していくということが重要なことでありましょう。

ここで明らかになった検討の成果を、また、法制上の措置、その他オフィシャルな場面で表現していかなければならないときには、おそらく、管理という言葉で全てを言い尽くすことは通用しないことでもありますから、そのときまでに、ここなのか、別なところなのかわかりませんが、もっと適切な言葉を発見した上で、その後の施策形成をしていかなければならないのではないかと感じました。

以上でございます。

【中出委員長】 どうもありがとうございました。

1つ目の課題については、まさに米印の1つ目に書いてある外部不経済の中身を、備忘録的に書いているというふうにおっしゃいましたが、まだこれだけでもないかもしれないし、整理の仕方が、これも系統立って整理してあるわけではないので、そのあたりが整理された上で、今、山野目委員がおっしゃったように、実際にはどこに着目して、どう評価するとか、水準をするのかというのは、それも一律に国が提示するものであるのかどうかということも、また別途で、先ほどのほかの委員の意見は、どちらかという、やっぱり自治体の判断基準もあるだろうということでしたので、そのあたりの整理もさせていただきたいと思います。

それから、合わせということで、管理主体、費用、水準、これを一体として考えなければいけないというのは大事なご指摘だと思います。

もう一つの、管理という言葉が便利な言葉ということについては、とりあえずここは仮置きで、管理という言葉でいいから、最後に、みんながそれなりにある程度共通の概念を

持てる範囲内で議論をして、厳密に議論しなければならないときにはもうちょっと厳密にということで、進めさせていただければと思います。

あと15分程度なんですけど、一応、一巡したんですが、今日ご欠席の広田委員からコメントをいただいているようですので、事務局のほうからご披露いただけますか。

【国土管理企画室長】 広田先生からのご意見をご紹介します。

大きく5点ございます。

1番目、外部不経済の中身について。

生命・身体や生活・生業への影響だけでなく、生物多様性の喪失や、文化的価値の喪失も外部不経済としてしっかり認識すべき。こうした価値の重要性に地域住民や支援者、あるいは専門家やマニア、活動団体等が気づいて活動している例は多い。地域住民以外の主体も含め、公的支援が行き届くような措置が必要ではないか。

続きまして、公定関与のあり方について。

公的支援の手法として、財源の制約がある中、公費を投入する以外の手法も積極的に取り入れるべき。

例えば、土地利用に対する公的なコントロールの手法としては、以下の4つがある。

①規制的手法（法律や条例による直接的規制）。

②誘導的手法（補助金等による誘導）。

③事業的手法（行政自らが事業を実施）。

④協議的・教育的手法（地域住民による計画策定や自主的活動の支援。また地域での議論に資する情報の提供など）。

国土保全分野においても、財政出動による誘導的手法のほかにも、特に④の協議的・教育的手法も想定し得るのではないか。

続きまして、粗放的管理について。

粗放的管理といっても、管理のための管理ではなく、土地を利用していく姿勢が必要。「利用なきところに管理なし」である。

続きまして、災害リスクの高い土地。

協議的・教育的手法により、災害リスクの高い土地を住民自らが認識し、より安全な土地へ移住したり、新たに家を建てないという行動につなげていくことも考えていくべき。（強制的に立ち退かせるという趣旨ではない）。

最後に、2019年とりまとめイメージについて。

新たな施策提言のイメージの一つとして、管理困難な土地や困難化が想定される土地について、市町村が「管理ビジョン」を策定し、国土利用計画（市町村計画）に反映することを支援することが考えられる。ビジョン策定の範囲は市町村全域又は一部とし、管理主体としては集落や地域運営組織が考えられる。

「管理ビジョン」の策定に当たり、実態調査を行うこととし、その上で実態区分ごとの管理のあり方の選択肢を示せるとよい。一方で、土地（一筆）ごとの線引き（ゾーニング）まで行おうとすると、個々の所有者や利用者の了解や納得が必要となり、合意形成のハードルが上がる。どの選択肢をとるかは管理ビジョン策定後の地域の合意形成に委ねるのが現実的と考える。

ビジョン策定に向けた実態調査や専門家派遣等への予算措置も有効ではないか。

今年度の報告書は、市町村による「管理ビジョン」策定のマニュアル的な役割を果たせるとよい。

以上であります。

【中出委員長】 どうもありがとうございました。

今日の委員会で、ほかの委員会からご指摘いただいたことも幾つかあると思いますし、これをもとに、また、事務局で整理していただければと思います。

1周したところですが、ほかの委員の発言に対して、言っておきたいということがあれば、お受けしたいと思いますが、いかがでしょうか。どうぞ。

【一ノ瀬委員】 もし可能ならばということですが、打ち合わせのときには申し上げたんですけれども、せっかく将来の人口無住化だったり、急激に人口が減少するという予測とかをされていますので、こういったデータを使ってアンケートの回答パターンと、それぞれの立地だったり、人口の減り方みたいなものが何か関係があるのか、あるいは関係がなさそうなのかということを、ぜひ可能な範囲で調べていただければと思います。

以上です。

【課長補佐】 先生に打ち合わせでご指摘いただいて、分析を今やっているんですが、ちょっと時間がかかっている、今日は間に合わなかったのもので、次回委員会までに整理をして、先生にご相談に上がりたいと思います。

【中出委員長】 私、最後に一言だけ。この資料作成に当たっては、それこそ2カ月、3カ月と事務局といろいろ議論した上ですので、資料の内容の枠組みについては私の責任もあるので、これについて私が文句を言う筋合いじゃないんですが、1つだけ気になるの

は、今回の西日本豪雨で、やっぱり森林地域から倒木が流れて来て、それで災害が、特に洪水が助長されたということが出てきているとすると、やっぱり防災面で、ああいう局所的な豪雨になるというのは、地球環境問題があるというのも1つでしょうけど、もう一つは、メンテナンスの問題もあるということで、これは僕がこの委員会にかかわり出した2年前のときから、14年前の信濃川の新潟・福島豪雨のときにそういうことがあったということも申し上げていたんですけど。

でも、それはその後10年ぐらい、あまりなかったからほっとかれたんですけど、このところはやはり広島も含めて、非常に局所的なものではあるけれども、時間軸で言うと、ほぼ毎年のように起きるだろうし、今後も毎年のように起きてくるとすると、やっぱり国土管理の面で、今回の西日本豪雨で被害を受けたところはどんな場所なのかというのは、国土管理企画室がやることかどうかは別として、情報を得ておいていただくのはいいのではないかと思います。

ただ、まだ復旧の段階なので、もうちょっと時間がたってからでも構わないと思うんですけど、何が問題だったのかというところを、災害を受けている自治体に、要するに、災害そのものは下のほうで起きているんだけど、やっぱり川上のほうの問題があったのかどうかというようなことについては、基礎自治体でなくとも、県とか地方整備局でもいいから、ちょっと聞いてもらうというようなことで、今年の西日本豪雨、それから去年の九州とか、どんどん毎年のように何か起きていますから、そのあたりを確認しておいていただくと、少し役に立つかなと思った次第です。

議論しなければいけないのは防災のことばかりではないと思いますけど、ただ、国民の関心事というのは、その辺はものすごく高くなっていると思いますので、ぜひお願いしたいと思った次第です。

それでは、もう1点、その他というのが残っておりますので、その他について、事務局から参考資料の説明をお願いしますでしょうか。

【企画専門官】 総合計画課の小路と申します。

参考資料3をお願いいたします。私が担当しております、住み続けられる国土専門委員会の2018年とりまとめの概要ということで、ご紹介をさせていただきます。

テーマの内容については、ご承知かと思っておりますので、飛ばさせていただきますして、サブタイトルにございますように、地方への人の流れを促進するために、定住人口や関係人口、いわゆる住み続けるだけではなくて、さまざまな形で地域にかかわるというような人口を

増やしていくためには、どういう取り組みが今後必要かということを昨年度、議論してまいりました。

審議結果の1つ目のテーマであります移住・関わり等の戦略的な促進ということで、関係人口を増やすためにどうしていけばいいかということで、マトリックスで整理させていただいております。横軸がその地域での滞在時間、縦軸がその地域における社会・経済活動との結びつきというようなもので、左下から右上に従って、そういう関係性というのが深まっていくというような取り組みを促進するためには、戦略的視点②といたしまして、ライフスタイルとかライフステージとかに応じて、ターゲットを絞った施策というのを必要じゃないかということ。あと、戦略的視点③といたしまして、将来像を掲げて、それに呼応して担い手が集まるということで、具体的なもので、西栗倉村の「百年の森林事業構想」の取り組みというのが1つあるのではないかと整理しているところでございます。

裏面をごらんください。もう一つ、我々のほうでは昨年度、つながりサポート機能というものを概念として提案させていただきました。すなわち、都市において、全国プラットフォーム、いわゆるふるさと回帰支援センターというようなものの中で、移住とか地域とのかかわりを深めていく場というものもありますし、あとは現地にさまざまな形で、そういうものを受け入れるような機関がある。それに加えて、アンテナショップのようなサテライト型のようなものがある。

いろいろな形がある中で、ステップを踏んで、その地域とつながっていくようなものに対して、ちょっと表の面とかかわってきますが、ライフスタイル、ライフステージというものが世代によって多様であるということから、地域資源を生かした上で、都市住民などに対して働きかけていく必要があるのではないかと整理しているところでございます。

一番最後の丸ですけれども、今後の検討の方向性として、コミュニティの再生、内発的発展が支える地域づくりという2つのテーマを軸といたしまして、一昨年度は、圏域構造についても我々の委員会のほうでは議論していますので、3カ年のとりまとめということを進めていきたいと考えております。

簡単であります、以上でございます。

【中出委員長】 どうもありがとうございました。

ここでこれをご紹介いただいたかといいますと、明大の小田切先生が委員長をされている、住み続けられる国土専門委員会は、関係人口という視点から、我々が去年議論していた、人（主体）、土地、仕組みのうちの土地を除いた部分については、ほぼ全部オーバーラ

ップしているのです、我々が管理の担い手を考えたときに、担い手は、特に1ページ目にある、チャートのような関係人口をどういうふうにもうまくかかわりつけていくかというのは、我々にとっても同じような課題があるだろうということで、今年度は、住み続けられる国土専門委員会の情報を得ながら、こちらからも情報を与える形で、キャッチボールしながら進めていきたいと思っておりますので、2年目までの成果をご紹介いただいたということですが、よろしいでしょうか。

どうもありがとうございます。

それでは、本日の議事はこれまでですので、この後、情報提供等に移らせていただきたいと思えます。

よろしく申し上げます。

【国土管理企画室長】 参考資料4のガイドライン骨子案については、大原委員のご意見の際にご紹介させていただくことができましたので、詳しい中身はごらんいただければと思いますが、私どもしっかりPRと、わかりやすい情報提供ということに努めてまいります。

参考資料5の「マンガでわかる！」につきまして、これは初めての取り組みでございますが、まさに内部職員の手でこのようなものを作成いたしまして、一人でも多くの活動を取り組まれている方に、手にとってごらんいただきたいと可能な範囲でございますが、シリーズのように後続のものも出していきたいと考えているところでございます。これはまだ案の段階でございますが、後日正式にプレスリリースをして、進めていきたいと考えております。

【中出委員長】 どうもありがとうございました。よろしいでしょうか。

それでは、時間も参っておりますので、これもちまして、本日の国土審議会計画推進部会の国土管理専門委員会につきましては、第9回の会議を終了とさせていただきたいと思えます。ご熱心なご議論をいただきまして、どうもありがとうございました。

最後に、進行を事務局にお返しします。

【課長補佐】 ありがとうございます。

それでは、会議の終了に当たりまして、最後に、局長の麦島より、一言ご挨拶申し上げます。

【国土政策局長】 局長を拝命いたしました麦島でございます。今年度はどうぞよろしくお願いいたします。

今日もお忙しい中、お集まりいただきまして、ほんとうに闊達なご議論を賜りましてありがとうございます。そもそもこれまで2カ年、いろいろとりまとめをしてきていただいておりますが、今年度、3カ年の最終年度ということで、今日のご議論でもそうでございますが、大変難しいテーマかなと思います。山野目先生からもご指摘がございましたが、まさにこういうことを検討しなければいけない、そういうタイミングといたしますか、我々の役割だと思っておりますので、また次回に向けまして、今日のご指摘も踏まえて、いろいろ資料等々も整えさせていただき、引き続きご指導とご助言をいただきたいと思えますし、今日、委員長からもございましたが、他の委員会との連携等々も、今年度は十分頭に置いて、やってまいりたいと思えます。

いずれにいたしましても、引き続きのご指導をよろしくお願い申し上げまして、今日はほんとうにありがとうございました。

【課長補佐】 ありがとうございました。

それでは、最後に事務局から2点、お知らせさせていただきます。

本日の会議の議事録につきましては、委員確認の上、ホームページにて公表させていただきます。

また、お配りいたしました資料につきましては、お席にそのまま置いておいていただければ、郵送させていただきますので、置いておいていただければと思います。

事務局からは以上になります。本日は熱心なご議論、ありがとうございました。

【中出委員長】 どうもありがとうございました。

— 了 —